

**「交通安全ランドセルカバー」等官民協働啓発事業
公募型プロポーザル手続開始の公示**

令和4年11月1日

次のとおりプロポーザル方式による事業者選定手続きの開始を公示する。

広島市長 松井 一實

1 事業の概要

(1) 事業名

「交通安全ランドセルカバー」等官民協働啓発事業

(2) 事業内容

広島市が新入学児童に配布する「交通安全ランドセルカバー」（以下「ランドセルカバー」という。）に広告を活用し、交通安全の啓発の取組に対して新たな財源の確保を図るとともに、広島市と民間事業者等（以下「事業者という。」）が協働で交通安全の啓発の取組を行う。

(3) 事業予定期間

協定締結の日から1年間

(4) 担当課

広島市道路交通局道路管理課(市役所本庁舎8階)
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
電話：082-504-2122 FAX：082-504-2379
Eメール：doukan@city.hiroshima.lg.jp

2 応募資格に関する事項

この企画提案に応募できるのは、次の各号に掲げる条件をすべて満たす NPO 法人、公益法人、民間企業、その他の法人又は法人以外の団体とする。なお、複数の法人・団体でグループを組んで応募することはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-04 広報・宣伝」に登録されている者であること。
- (3) 公募開始の日から協定締結までのいずれの日においても、営業停止処分又は広

島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (6) 広島市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 次に掲げる者でないこと。

ア 審査委員会の委員

イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

3 公募要領等の配布方法

公募要領は、広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp>) のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→ページ右の「プロポーザル・コンペの案件情報」→ページ右の「令和 4 年度」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

令和 4 年 11 月 1 日（火）から令和 4 年 11 月 21 日（月）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く

(2) 配布場所 前期 1 (4) の担当課

4 質問の受付及び回答

- (1) 企画提案書の作成方法及び事業の内容について質問がある場合は、様式により質問書を提出すること。

ア 提出先 前記 1 (4) の担当課

イ 提出方法 前記 1 (4) の担当課に電話連絡のうえ、ファクシミリ又は電子メールで提出

ウ 提出期限 令和 4 年 11 月 11 日（金）※必着

- (2) (1) の質問に対する回答は、令和 4 年 11 月 17 日（木）までに、広島市ホームページに随時掲載する。

5 応募書類の提出

(1) 応募期間

令和 4 年 11 月 1 日（火）から令和 4 年 11 月 21 日（月）午後 5 時まで(必着)

- (2) 提出場所
前期 1 (4)の担当課
- (3) 提出方法
応募書類を、次のいずれかの方法により、応募期間内に提出すること
 - ア 持参
土曜日、日曜日、祝日の閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - イ 郵送
特定記録郵便等とし、令和 4 年 11 月 21 日 (月) 午後 5 時までの必着とする。

6 選定等

- (1) 「交通安全ランドセルカバー」等官民協働啓発事業プロポーザル審査委員会において、応募者から提出された企画提案書をもとに審査を行う。
- (2) 選定基準
公募要領による。
- (3) 選定結果の通知等
事業候補者が決定した後に、結果を提案者へ書面通知するとともに、協定の締結後、応募者全員の商号又は名称、評価結果及び事業候補者について、広島市ホームページ等で公表する。

7 その他

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募書類について虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合は、失格となること及びその他の措置を講ずることがある。
- (3) 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第 7 条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。
- (4) 手続において使用する言語は、日本語とする。
- (5) 企画提案書に記載した提案については、本市との協議が調った後に実施することとする。
- (6) その他、詳細は公募要領による。